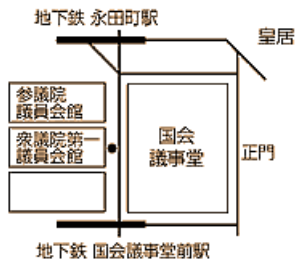


われらの日本国憲法の第九条をして、 世界のすべての国々の憲法第九条に 組み込まさせ給え。

詩人 山尾三省さんの遺言より

国会前にて、
平和へのお祈りをしています



月～金（祝日をのぞく）の毎日
朝9時頃から、夕方5時頃まで
衆議院第一議員会館正門前で

連絡先: 090-6319-4602
<http://www.otsukimi.net/walk/>

第九条

日本国民は、
正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、
武力による威嚇
又は武力の行使は、
国際紛争を解決する
手段としては、

永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

Article 9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained.

The right of belligerency of the state will not be recognized.